

急傾斜地崩壊危険区域 概要説明

急傾斜地崩壊危険区域とは

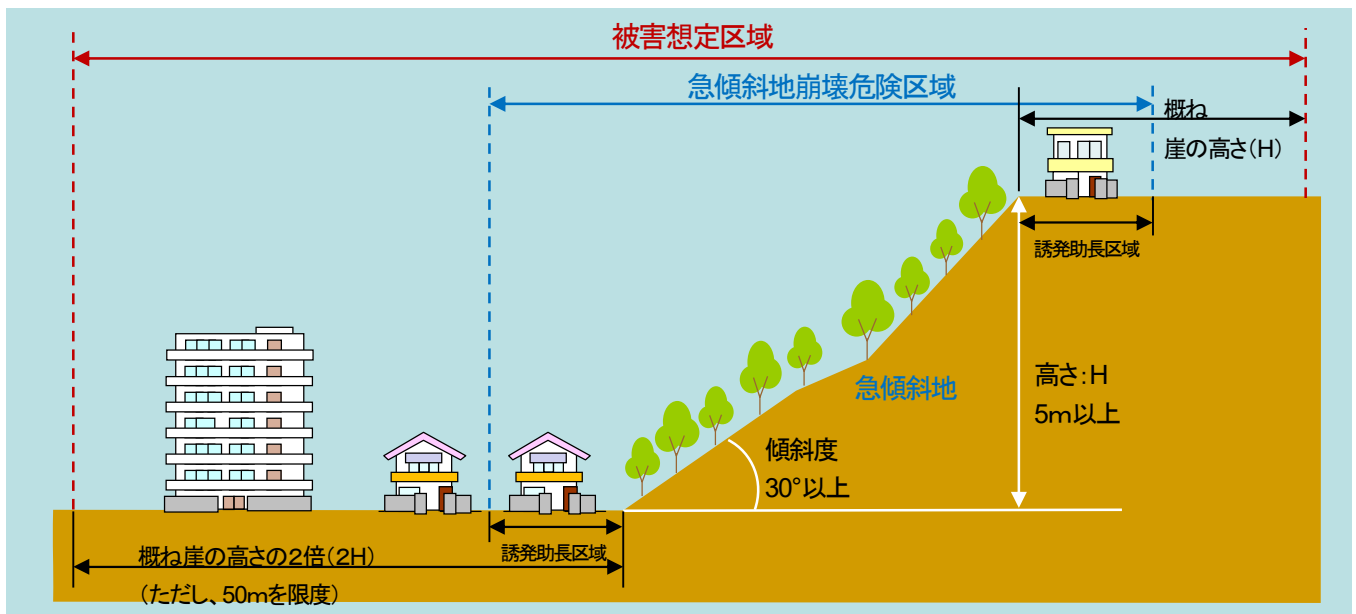
急傾斜地崩壊危険区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」で、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを目的に、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為の禁止若しくは制限を行う区域のことをいいます。

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準は、急傾斜地法等により定められています。

具体的には、次の全てに該当する急傾斜地を、急傾斜地崩壊危険区域として指定することができます。

- 傾斜度が30度以上あるもの
- 急傾斜地の高さが5m以上あるもの
- 急傾斜地の崩壊により、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの



許可申請が必要な行為とは

急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされます。

なお、急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限の内容は、急傾斜地法第7条（裏面参照）に基づき定められており、次のような行為をしようとする場合は許可が必要です。

- 建築物の建築、または敷地の造成による切土、掘削、盛土
- 水を放流または停滞させる行為等
- ため池、用水路等の工作物の設置または改造
- 立木竹の伐採（日常の管理の枝おろし、間伐は除く）
- 土砂の採取または集積等
- その他急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発させるおそれのある行為

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

(行為の制限)

第七条

急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。→ (ただし書：許可不要)

- 一 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為
 - 二 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
 - 三 のり切、切土、掘さく又は盛土
 - 四 立木竹の伐採
 - 五 木竹の滑下又は地引による搬出
 - 六 土石の採取又は集積
 - 七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの
- 2 都道府県知事は、前項の許可に、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な条件を附することができる。
- 3 急傾斜地崩壊危険区域の指定の際当該急傾斜地崩壊危険区域内においてすでに第一項各号に掲げる行為（非常災害のために必要な応急措置として行なう行為及び同項ただし書に規定する政令で定めるその他の行為を除く。）に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 国又は地方公共団体が第一項の許可を受けなければならない行為（以下「制限行為」という。）をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議することをもつて足りる。

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令

(法第七条第一項ただし書の政令で定める行為) 許可不要

第二条

法第七条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 水田（地割れその他の土地の状況により水の浸透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は停滞させる行為
- 二 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に水を放流する行為
- 三 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した水を土地（地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為
- 四 用排水路に水を放流する行為
- 五 ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為
- 六 除伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採
- 七 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の **下端** に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
 - イ 長さが三メートル以下ののり切で、のり面の崩壊を生じさせないもの
 - ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘削で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの
 - ハ 高さが二メートル以下の盛土
 - ニ 木竹の滑下又は地引による搬出
 - ホ 地表から五十センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの
 - ヘ 載荷重が一平方メートルにつき二・五トン以下の土石の集積
- 八 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の **上端** に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為
 - イ 前号イに掲げる行為
 - ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘削で、水の浸透又は停滞を増加させないもの

横浜川崎治水事務所 川崎治水センター（管理課許認可指導班）

所在地：〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1

電話：044-380-7767（ダイヤルイン）